

<寄与分を定める処分調停(審判)を申し立てる方へ>

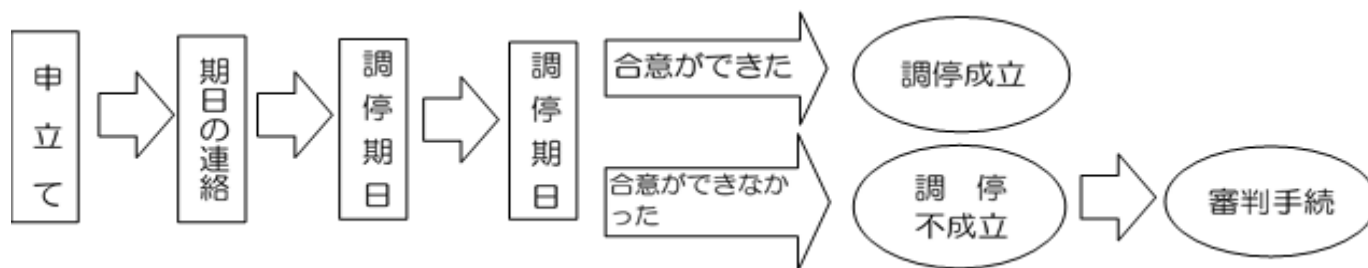
1 概要

遺産分割に当たって、共同相続人のうち被相続人（亡くなった方）の財産の維持又は増加について特別に寄与した者には、法定相続分の他に寄与分が認められますが、寄与分について相続人の協議が調わないとき又は協議ができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続（通常は遺産分割調停と寄与分を定める処分調停が併合して行われます。）では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらった上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話合いが進められます。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、審判手続が開始されますが、遺産分割審判の申立てをしないと不合法として却下されることとなります。

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただき、調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話合いを進めていきます。調停手続は非公開で行われ、当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。話合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。



2 申立てに必要な費用

- 収入印紙：申立人1人につき、1200円
- 連絡用郵便切手：500円×1枚、140円×相手方人数分、84円×10枚、10円×10枚、1円×5枚

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立て時の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

ア 次の書類を必ず提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用（控え）を作成してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。

- 送達場所の届出書1通

- 進行に関する照会回答書1通

イ 被相続人について遺産分割調停が係属しているときには、以下の書類は提出する必要はありません。

せん。

□ 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本

(ア) 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合

被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本(全部事項証明書)

(イ) 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

(ア)で必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(ウ) 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

(ア)、(イ)のいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、代襲者と本来の相続人(被代襲者)との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

□ 被相続人の戸籍附票又は住民票除票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)

□ 相続人全員の戸籍謄本、戸籍附票(又は住民票)

※ 戸籍謄本等の証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 提出方法

・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には、裁判所用の写し1通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

他の当事者に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用の写し1通及び他の当事者用の写し(他の当事者が複数の場合には全員分)を提出するとともに、調停期日にはご自身用の控えを持参してください。

(3) 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかが判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 申立先及び問い合わせ先

遺産分割調停・審判事件がすでに係属している場合は、その事件が係属している家庭裁判所に対してのみ申し立てることができます。

遺産分割調停がまだ係属していない場合の申立先は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。